

市第 135 号議案関連資料

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び
横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について

1 趣旨

平成 28 年 6 月に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されました。

これに伴い、関係条例の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正します。

2 改正する条例

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例

3 改正の概要（条例改正案及び引用する法の条文については別紙のとおり）

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
施設種別「情緒障害児短期治療施設」の名称が「児童心理治療施設」に変更されるため、関係条文の変更を行います。
- (2) 横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例
引用する法の条文の構成が変わり「項ずれ」が生じるため、関係条文の変更を行います。

4 条例施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

現行	改正案	備考
目次	目次	
第12章 <u>情緒障害児短期治療施設</u> (第95条—第100条)	第12章 <u>児童心理治療施設</u> (第95条—第100条)	名称の変更
(給付金として支払を受けた金銭の管理)	(給付金として支払を受けた金銭の管理)	
第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> 又は児童自立支援施設の設置者が、入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。)の規定により厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (第1号から第4号まで省略)	第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、 <u>児童心理治療施設</u> 又は児童自立支援施設の設置者が、入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。)の規定により厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (第1号から第4号まで省略)	名称の変更
(苦情への対応)	(苦情への対応)	
第20条 (第1項省略)	第20条 (第1項省略)	
2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> 及び児童自立支援施設においては、前項の必要な措置として苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たってこれらの施設の職員以外の者に関与させなければならない。 (第3項及び第4項省略)	2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、 <u>児童心理治療施設</u> 及び児童自立支援施設においては、前項の必要な措置として苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たってこれらの施設の職員以外の者に関与させなければならない。 (第3項及び第4項省略)	名称の変更
第12章 <u>情緒障害児短期治療施設</u> (設置の基準)	第12章 <u>児童心理治療施設</u> (設置の基準)	名称の変更
第95条 <u>情緒障害児短期治療施設</u> の	第95条 <u>児童心理治療施設</u> の設備の	名称の変更

<p>設備の基準は、次のとおりとする。 (第1号から第4号まで省略)</p>	<p>基準は、次のとおりとする。 (第1号から第4号まで省略)</p>	
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>	
<p>第96条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 (第2項から第6項まで省略)</p>	<p>第96条 <u>児童心理治療施設</u>には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 (第2項から第6項まで省略)</p>	<p>名称の変更</p>
<p>(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)</p>	<p>(<u>児童心理治療施設</u>の長の資格等)</p>	<p>名称の変更</p>
<p>第97条 情緒障害児短期治療施設の長の資格等については、第28条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「小児保健」とあるのは、「精神保健又は小児保健」と読み替えるものとする。</p>	<p>第97条 <u>児童心理治療施設</u>の長の資格等については、第28条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「小児保健」とあるのは、「精神保健又は小児保健」と読み替えるものとする。</p>	<p>名称の変更</p>
<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p>	<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p>	
<p>第98条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、当該児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。</p>	<p>第98条 <u>児童心理治療施設</u>における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、当該児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。</p>	<p>名称の変更</p>
<p>2 <u>情緒障害児短期治療施設</u>における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、当該児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</p>	<p>2 <u>児童心理治療施設</u>における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、当該児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</p>	<p>名称の変更</p>

<p>(自立支援計画の策定等)</p> <p>第 99 条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>における自立支援計画の策定、業務の質の評価等及び児童と起居をともにする職員については、第 31 条、第 32 条及び第 62 条の規定を準用する。この場合において、第 31 条中「第 29 条第 1 項」とあるのは「第 98 条第 1 項」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第 32 条中「第 37 条」とあるのは「第 43 条の 2」と読み替えるものとする。</p>	<p>(自立支援計画の策定等)</p> <p>第 99 条 <u>児童心理治療施設</u>における自立支援計画の策定、業務の質の評価等及び児童と起居をともにする職員については、第 31 条、第 32 条及び第 62 条の規定を準用する。この場合において、第 31 条中「第 29 条第 1 項」とあるのは「第 98 条第 1 項」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第 32 条中「第 37 条」とあるのは「第 43 条の 2」と読み替えるものとする。</p>	<p>名称の変更</p>
<p>(関係機関との連携)</p> <p>第 100 条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、福祉保健センターその他の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>	<p>(関係機関との連携)</p> <p>第 100 条 <u>児童心理治療施設</u>の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、福祉保健センターその他の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>	<p>名称の変更</p>
<p>附 則</p> <p>(第 1 項から第 3 項まで省略)</p> <p>4 平成 23 年 6 月 17 日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）第 5 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 42 条の知的障害児施設若しくは旧法第 43 条の 2 の盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第 34 条第 1 項の規定により整</p>	<p>附 則</p> <p>(第 1 項から第 3 項まで省略)</p> <p>4 平成 23 年 6 月 17 日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）第 5 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 42 条の知的障害児施設若しくは旧法第 43 条の 2 の盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第 34 条第 1 項の規定により整</p>	<p>名称の変更</p>

備法第5条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第35条第3項若しくは第4項の規定に基づき新法第42条第1号の福祉型障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の建物（同日において建築中のものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第25条第2号、第26条第2号、第34条第2号若しくは第3号、第55条第2号（第101条第2項において準用する場合を含む。）、第64条第7号又は第95条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（第5項及び第6項省略）

備法第5条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第35条第3項若しくは第4項の規定に基づき新法第42条第1号の福祉型障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の法第43条の2の情緒障害児短期治療施設であって、改正法附則第6条の規定により改正法第2条の規定による改正後の法第43条の2の児童心理治療施設とみなされたもの又は児童自立支援施設の建物（同日において建築中のものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第25条第2号、第26条第2号、第34条第2号若しくは第3号、第55条第2号（第101条第2項において準用する場合を含む。）、第64条第7号又は第95条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（第5項及び第6項省略）

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例

現行	改正案	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親(以下「小規模住居型児童養育事業を行う者等」という。)以外のものをいう。</p> <p>(第1号、第2号及び第4項から第6項まで省略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親(以下「小規模住居型児童養育事業を行う者等」という。)以外のものをいう。</p> <p>(第1号、第2号及び第4項から第6項まで省略)</p>	<p>項ずれの手当</p>

児童福祉法（抜粋）

改正前	改正後	備考
<p>(里親)</p> <p>第6条の4 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。</p>	<p>(里親)</p> <p>第6条の4 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者(都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る。)のうち、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録されたもの(以下「養育里親」という。)</p> <p>二 前号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者(都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。)のうち、第34条の19に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの(以下「養子縁組里親」という。)</p> <p>三 第1号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者(当該要保護児童の父母以外の親族であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。)のうち、都道</p>	

<p>2 この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。</p> <p>(児童福祉施設及び障害者入所支援)</p> <p>第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、<u>情緒障害児短期治療施設</u>、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(<u>情緒障害児短期治療施設</u>)</p> <p>第43条の2 <u>情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</u></p>	<p>府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの</p> <p>(児童福祉施設及び障害者入所支援)</p> <p>第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、<u>児童心理治療施設</u>、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(<u>児童心理治療施設</u>)</p> <p>第43条の2 <u>児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</u></p>	<p>削除</p>
--	---	-----------